

琉球大学学生のソーシャルメディアの適切な利用に関するガイドライン

2026年5月12日
学 長 決 定

ソーシャルメディアは、情報を即時に発信・収集・共有・拡散できる伝達手段で、誰もがいつでも利用できることから主要なコミュニケーションツールとして普及しています。

一方で、使い方を誤ると思わぬトラブルを引き起こし、自分自身が被害者にも加害者にもなることや、家族や友人を含む他者をも巻き込む危険性があります。

琉球大学（以下「本学」といいます。）では、本学に在籍する学生及び本学学生により構成する団体（以下これらを「本学学生」といいます。）の言論活動やコミュニケーション活動を尊重しつつも、本学学生の一人ひとりが法令、規則、ルール及びマナーを守り、主体的な判断で適切に利用できるように、利用に当たっての基本的な指針をガイドラインとして取りまとめました。

本学学生の皆さんは、本ガイドラインを参考にソーシャルメディアの特性や危険性を十分に理解し、本学の構成員として責任ある行動をとるよう心掛けてください。

なお、本学の諸活動（講義、実験、実習、ゼミナール等といった教育研究活動及び本学の管理運営等）での利用に当たっては、本ガイドラインを参考にするとともに、諸活動を提供等する組織（当該組織が所属又は関係する専門分野の組織（学会や協会等）を含みます。）が定める規則やルールを厳守してください。

<本ガイドラインの要旨>

- ソーシャルメディアの特徴や危険性を理解する。
- 法令、規則、ルール及びマナーを守り、一般的な常識や倫理上の観点に基づき判断して適切に利用することを心掛ける。
- 自分自身が被害者や加害者にならないためにも、他者を傷つけないためにも、自分の行動及び判断に責任を持つ。
- トラブルや被害にあったとき又は不安に思うときは、ひとりで悩まずに相談する。

1 定義等

(1) 「本学学生」とは

本ガイドラインにおいて「本学学生」とは、本学に在籍する正規学生（学部学生及び大学院学生）及び非正規学生（特別支援教育特別課程生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び法務学修生）をいい、本学学生により構成する団体を含みます（主なものとしては、学部、学科又はゼミ単位で組織する団体や、課外活動団体・友人等同士で組織する任意の団体が該当します。）。

(2) 「ソーシャルメディア」とは

本ガイドラインにおいて「ソーシャルメディア」とは、インターネットやウェブ技術を用いて、特定又は不特定多数の者に情報（画像、動画、音声及び文字情報等）を発信・収集・共有・拡散し、コミュニケーションを図るためのサービスのことをいいます。主なものは以下のとおりです。

① SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

プロフィールを作成して仲間やフォロワーとつながり、情報共有やコメントを交換することでコミュニケーションを図るためのサービスです。代表的な例としては、Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram があります。

② ブログ

個人的な日記の公開や意見交換の場として利用されるウェブサイトの一種です。

③ 動画共有サービス

動画を投稿・共有して視聴できるサービスです。代表的な例としては、YouTube、TikTok、ニコニコ生放送があります。

④ メッセージングアプリ

仲間やグループ間でメッセージや音声、動画のやり取りができるアプリケーションの総称です。代表的な例としては、LINE、WhatsApp、Messenger があります。

⑤ 電子（インターネット）掲示板

不特定多数の人が情報交換や会話、議論等を行うために記事の投稿、閲覧、コメント（レス）を付けられるようにしたウェブサイトです。BBS（Bulletin Board System）と呼ばれることもあります。代表的な例としては、5ちゃんねるがあります。

⑥ 情報共有サイト

口コミやレビュー（評論）を投稿・共有できるウェブサイトです。代表的な例としては、食べログ、トリップアドバイザーがあります。オンラインゲームのメッセージ交換も該当します。

⑦ ビデオ会議アプリ

複数の遠隔地を結んで双方向の動画・音声による会議を行うソフトウェアです。代表的な例としては、Zoom、Google Meet、Microsoft Teams があります。

2 ソーシャルメディアの特徴

ソーシャルメディアは、「今起きていること」をリアルタイムに把握できることから、利用者は最新情報を即座に発信・収集・共有・拡散することができます。即時性が重視され、ほとんどのサービスで気になる投稿を簡単に再投稿（リツイート）・共有できる機能が備わっており、その手軽さから短時間でたくさんの人々に情報が拡散されます。

発信された情報は転送やコピーが容易な反面、削除を要請することは難しく、いつまでもインターネット上に残り続ける場合があります。

ソーシャルメディアは、利用者の思考を刺激する情報が注目を集めやすい傾向にあります。驚き、怒り、喜びといった強い感情を引き起こす情報は、理性的な判断を経る前に共有されやすく、結果として拡散速度が加速します。

ソーシャルメディアを利用することで、誰もが発信者となることができますが、事前に校閲する機能があるマスメディア（新聞、テレビ、ラジオ及び雑誌といった、大衆に向けて広く情報を伝達するための媒体）と比較すると、ソーシャルメディアを私的に利用する場合にあっては、その機能が緩くなる又は疎かになる傾向にあります。

不適切な表現や分かりにくい言い回しによって誤解されて信頼性が確保できないことや、意図せずデリケートな話題に触れて他者を不快にさせ炎上につながる可能性もあります。

3 利用に当たっての基本的な心得

(1) 法令、大学の規則及び組織のルールを遵守する

- 他者の創作物（雑誌や漫画のイラスト、配信動画等）を無断で使用、引用、模倣、ダウンロード又はコピーすることは、著作権や商標権の侵害に該当する場合があります。事前に利用規約や商標等を確認し、使用等する場合は許諾を得るなど適切に対処してください。
- 他者が嫌悪感を抱く表現や言動（プライバシーの侵害、人権侵害等）、公序良俗に反する内容（有害・暴力動画の陳列、悪質ないたずらや迷惑行為の投稿等）といった、公共性や公益性を損なう内容を含む情報は発信しないでください。
- 他の国又は地域によっては、法的又は文化的な価値観や保護対象（未成年者、プライバシー、社会情勢、機密情報等）が異なるため、ソーシャルメディアのルールは多様なものとなっています。留学や海外旅行等で国外に滞在する場合は、事前に情報収集するなどして自分自身の置かれている状況を適切に把握し、滞在する国又は地域の法律や国際法を遵守してください。

(2) 秘匿情報を漏らさない

- 大学や実習先、アルバイト先等で知り得た情報を、許可なく発信しないように注意してください。それぞれの組織で厳重に管理している情報が漏れいすることで、その組織の評判に影響を与え名誉を傷つけるだけでなく、漏れいさせた本人が社会的な責任や法的な責任を負う可能性もあります。
- 倫理上の観点又は著作権や肖像権の侵害防止等の観点から、授業や実習の様子、試験問題（過去問題を含みます。）、授業等で使用するスライド（PowerPoint、PDF データ等）等を撮影すること自体を禁止している場合があることに留意してください。

- 本学の授業時間中におけるソーシャルメディアの利用は、許可を得て使用する場合を除き自重してください。

(3) 他者に敬意を払う

- 読み手や受け手の個性、多様性及び人権を尊重し、他者に敬意を払うことを忘れないでください。
- 人種、民族、身体的特徴、性的自認、性的指向等による差別的な内容や他者が嫌悪感を抱く内容を含む情報の発信、偏った批判等をしないように細心の注意を払ってください。
- 人権侵害、誹謗中傷、名誉棄損に該当する行為は絶対にしないでください。例としては、SNS 等を利用した嫌がらせが考えられます。
このような行為は、被害を受けた者の日常生活や人生を大きく変えてしまうことがあります、その影響は一生消えるものではありません。また、加害者は社会的のみならず法的に厳しい制裁を受ける場合もあります。

(4) 自分と他者のプライバシーを守る

- アカウントを鍵付き又は限定公開している場合であっても、本人が意図しないかたちで個人情報等が人目に触れる場合があります。第三者が情報を取得し、様々な場面で悪用されることで、取り返しのつかない被害を生じさせる可能性もあります。
- 実名登録しているソーシャルメディアについては、住所、携帯電話番号、メールアドレス、肩書き、顔写真等といった複数の情報を示せば示すほど個人が特定されやすくなり、なりすましやストーカー被害等のリスクが高まります。なお、提示する情報が一つだけでもリスクがあることに留意してください。
- 匿名であっても、過去の交流関係や投稿内容、IP アドレス等から個人が特定される場合があります。
- 動画等の背景に映った建物、映り込んだ住所表示や人物、位置情報を共有しているスマートフォンで撮影した画像等によって、撮影場所や人物が特定される場合があります。
- 動画等の背景に映り込んだ人物が特定され、肖像権や名誉を侵害されたとしてトラブルになる場合があります。
「事前に許可を得ずに友人の画像を SNS にあげたところ、「容貌や着用した衣服が変だ」と第三者によってその友人が誹謗中傷された上で拡散されたため、名誉を傷つけられた」として損害賠償請求された事例もあります。近親者や友人であっても、「事前に撮影・発信の許可を得ること」や「映り込みへの配慮（プライベートな場面での撮影は避ける、特定できないようにするなど）」を心掛けてください。

(5) 自分の行動・判断に責任を持ち、正しい情報を発信する

- 情報を発信する場合は、「正しい内容か」「情報が更新されているか（古くないか）」「個人情報の漏えいやプライバシーの侵害に該当しないか」「引用が可能か（利用規約を守っているか、使用許諾が得られているか）」等、情報の信頼性や正確性を確保してください。
- 誤った情報を発信した場合はすぐに訂正してください。また、他者を傷つけたときはその人の気持ちを十分に配慮し、誠意を持って対応することが大切です。
- インターネット上は、様々な背景や考え方を持つ不特定多数の人が利用していることを常に意識し、発信する情報によって「誰かを傷つけないか」「迷惑がかからないか」をよく考えてから発信してください。
- 他者が発信した情報を引用することやリンク先として自分の運営サイトに掲載することは、自分自身の信頼性に影響するため慎重に判断してください。
- 目にした情報を鵜呑みにせず、正確性が判断できない場合は安易に取得・発信・拡散しないことが大切です。うわさ話、ゴシップネタ、フェイクニュース及び真偽が不確かな情報に注意してください。
「存在しない自治体によるニセの経済支援」や「ウソの寄付活動」の情報を信じてしまい、詐欺被害にあった事例もあります。

4 本学における調査及び措置

ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反又は学則に定める「本学の規則に反する行為」や「学生としての本分に反する行為」があったと判断したときは、関係機関等と協議調整の上で当該行為を調査します。当該行為の内容によっては、情報の修正又は削除を求めることや、当該行為を行った学生に対して懲戒処分の審査を行う場合があります。

5 その他の留意事項等

(1) セキュリティについて

インターネットサービスによっては、利用している機器にダメージを与えるウイルスに感染することや、個人情報を盗み取るスパイウェアに誘導される可能性も考えられます。利用に当たっては、機器及びサービスの設定を確認し、例えば以下のような対策を講じてください。

- ソフトウェア（OS）やアプリケーションの更新を確認し、最新の状態にアップデートする。
- サポートが終了したソフトウェアやアプリケーションは、セキュリティのリスクが増すため利用しない。
- 利用する機器にセキュリティソフトをインストールする。

【参考】情報基盤統括センターホームページ「マニュアル・利用の手引き」
<https://www.itc.u-ryukyu.ac.jp/guidance/manual/>

(2) 学生団体における管理体制について

- 本学学生により構成する団体がソーシャルメディアを利用又は運営する場合は、管理責任者を配置するなどして管理体制を整備するよう努めてください。
- 本学学生により構成する団体の構成員が、上記「3 利用に当たっての基本的な心得」に留意しているかを定期的に確認するよう努めてください。
- 万一、トラブルが発生した場合は指導教員や顧問教員に相談し、適切に対処してください。

(3) 相談窓口・参考サイトについて

ソーシャルメディアのトラブルで不安に思うときや誹謗中傷等の被害にあったときは、ひとりで悩まずに家族や信頼する人に相談してください。
また、以下の学内外の相談窓口にも相談することもできます。

① 保健管理センター（悩み、不安）

- ・ 千原キャンパス（第一体育館向かい）
平日 9:00～17:00 TEL:098-895-8144 <https://www.hokekan.hac.u-ryukyu.ac.jp/>
- ・ 西普天間キャンパス分室（研究棟1階）
平日（月・水・金）9:00～17:00 TEL:098-894-5032

② ハラスメント相談支援センター

平日 9:00～17:00 <https://hcsc.jim.u-ryukyu.ac.jp/be-harassed/>

③ 学生相談室

- ・ 全保連ステーション（大学会館）2階
平日 13:00～17:00 https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/?page_id=3955

④ 学生部学生支援課

- ・ 共通教育棟1号館1階（学生支援課事務室内）
平日 8:30～17:15

⑤ 学外の相談窓口・参考サイト

人権侵害、誹謗中傷、違法行為

- ・ インターネット上の書き込みなどに関する相談（総務省）
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/reference01.html
- ・ みんなの人権110番（法務省）
TEL:0570-003-110（日本語ナビダイヤル）
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

- ・インターネット人権相談（法務省）

https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

消費者トラブル（ネットショッピング、詐欺）

- ・消費者ホットライン「#188」（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/

サイバー犯罪（不正アクセス、フィッシング詐欺、犯罪予告）

- ・サイバー事案に関する相談窓口「#9110」（沖縄県警察）

<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015022300425/>

メンタルヘルス（悩み、不安）

- ・まもろうよ ころろ（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

(4) ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインは、メディアや社会情勢の変化等に合わせて随時見直しを行います。見直しにより更新した場合は、下記ウェブサイトで告知します。

琉球大学学生生活支援情報ホームページ

<https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/>

以上



法律違反、違反行為は絶対にしない

- 法律、本学や他の組織の規則、ルール、マナーを守りましょう。
- 海外では価値観や文化等が異なる場合があります。誤解や摩擦が生じないように自分が置かれている状況に常に把握して適切に対処してください。



「法に抵触しないか」「モラルに反していないか」をあらかじめ確認するよう心掛けてください。
違反する行為には、いたずらや悪気がない場合でもペナルティが課せられる可能性があります。



自分と他者のプライバシーを守りましょう

- 画像や音声データを含む「個人を識別できるような情報」を発信するときは、サービス毎の利用規約を守り、被写体となる者に事前に許可を得るなど配慮してください。
- 発信した者が意図しないかたちで情報漏えいすることや、被写体となった者が第三者から誹謗中傷を受ける場合があります。



被写体となった友人の「容姿や服装が変だ」とSNS上で第三者から非難されたことで、その友人から「名誉を傷つけた」として投稿者が損害賠償請求されたケースもあります。



他者を尊重し、敬意を払いましょう


- 相手の個性、多様性、人権を尊重し、敬意を払うことを忘れないでください。
- 差別的な内容や、他者が嫌悪感を抱く内容の情報を発信してはなりません。
- 人権侵害、誹謗中傷、名誉棄損に該当する行為は絶対にしてはなりません。
※ いじめ、嫌がらせ、脅迫、相手を追い詰めることにならないかを考慮してください。




SNS上で侮辱的な表現を用いて根拠のない嘘や悪口を投稿したことで、損害賠償請求されたケースもあります。



個人情報や秘匿情報を漏らさない


- 大学やアルバイト先等で知り得た情報を、許可なく取得・発信してはなりません。
- 個人情報や秘匿情報を目にした又は意図せず取得しても、その情報を発信してはなりません。
 漏えいすることでその組織の評判に影響して名誉を傷つけるだけでなく、漏えいさせた本人が責任を負う可能性があります。



 講義・実習の様子や使用する教材は、倫理的な観点や著作権・肖像権の侵害防止の観点から、撮影や発信を禁止している場合があります。



自分の行動・判断に責任を持ち、正しい情報を発信しましょう

- 情報を発信するときは、「利用規約を守っているか」「個人を識別できる情報を含んでいないか」「正確か」「アップデートされているか」等、情報の正確性や信頼性を確保してください。
- インターネット上は様々な背景や考え方を持つ人が利用していることを意識し、「誰かを傷つけないか」「迷惑が掛からないか」をよく考えてから利用してください。
 誤った情報を発信したときはすぐに訂正し、相手を傷つけたときは誠意をもって対応することが大切です。

琉大生の皆さん

トラブルに巻き込まれないために ソーシャルメディアを正しく利用 しましょう



琉大生向けガイドラインは
[こちら](#)

https://sisi.skr.u-ryukyuu.ac.jp/gks/ien/wp-content/uploads/2026/05/20260512-1_RU_SMG_for-Stu.pdf

困ったときは、ひとりで悩まずに家族やあなたが信頼する人に相談してください。下記の相談窓口でもお話を伺います。

- 保健管理センター 千原キャンパス 平日 9:00～17:00、西普天間キャンパス（研究棟1階）月・水・金 9:00～17:00
- ハラスメント相談支援センター 平日 9:00～17:00 (<https://hscs.jim.u-ryukyuu.ac.jp/be-harassed/>)
- 学生相談室 全保連ステーション（大会館）2階 平日 13:00～17:00
- 学生支援課（学生係） 共通教育棟1号館1階（学生支援課事務室） 平日 8:30～17:15

